

葉山町行政組織の見直しのための関係条例の整備に関する
条例

葉山町行政組織の見直しのための関係条例の整備に関する条例を次の
とおり制定する。

(別 紙)

令和8年9月4日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

令和9年4月1日付けの機構改革（組織の見直し）の実施のため、関係条例について所要の改正及び廃止を行うため提案するものです。

葉山町条例第 号

葉山町行政組織の見直しのための関係条例の整備に関する条例

(葉山町行政組織条例の一部改正)

第1条 葉山町行政組織条例(平成5年葉山町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号に次のように加える。

ク 情報化施策に関すること。

第2条第2号中エを削り、オをエとし、カをオとする。

(葉山町職員定数条例の一部改正)

第2条 葉山町職員定数条例(昭和31年葉山町条例第212号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「210人」を「214人」に、「54人」を「50人」に改める。

(葉山町教育研究所設置条例の廃止)

第3条 葉山町教育研究所設置条例(平成8年葉山町条例第20号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町行政組織の見直しのための関係条例の整備に関する条例

1 趣 旨

令和9年4月1日付けの機構改革（組織の見直し）の実施のため、関係条例について所要の改正及び廃止を行うこととした。

2 内 容

- （1）情報化施策に関する事務を総務部から政策財政部に移管するため、葉山町行政組織条例の一部を改正することとした。
- （2）町長が教育委員会に委任している南郷上ノ山公園及び葉山しおさい公園の維持管理等に係る事務を町長が直接実施するため、葉山町職員定数条例の一部を改正し、町長の事務部局の職員の定数を210人から214人に、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数を54人から50人に改めることとした。
- （3）葉山町教育研究所を廃止し、その事務を教育委員会学校教育課が実施することとするため、葉山町教育研究所設置条例を廃止することとした。

3 施行期日

この条例は、令和9年4月1日から施行することとした。

葉山町行政組織条例新旧対照表

改正後	改正前
○葉山町行政組織条例 平成 5 年12月13日 条例第15号 (分掌事務) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1) 政策財政部 ア～キ (略) <u>ク 情報化施策に関すること。</u> (2) 総務部 ア～ウ (略) (削る) <u>エ</u> (略) <u>オ</u> (略) (3)～(5) (略)	○葉山町行政組織条例 平成 5 年12月13日 条例第15号 (分掌事務) 第2条 前条に規定する部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 (1) 政策財政部 ア～キ (略) (新設) (2) 総務部 ア～ウ (略) <u>エ 情報化施策に関すること。</u> <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略) (3)～(5) (略)

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

葉山町職員定数条例新旧対照表

改正後	改正前																																				
○葉山町職員定数条例 昭和31年11月13日条例第212号 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>定数</th></tr> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td><td><u>214人</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員</td><td><u>50人</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 2・3 (略) 附 則 この条例は、令和9年4月1日から施行する。	区分	定数	町長の事務部局の職員	<u>214人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>50人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	○葉山町職員定数条例 昭和31年11月13日条例第212号 (職員の定数) 第2条 職員の定数は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>区分</th><th>定数</th></tr> <tr> <td>町長の事務部局の職員</td><td><u>210人</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員</td><td><u>54人</u></td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 2・3 (略)	区分	定数	町長の事務部局の職員	<u>210人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>54人</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
区分	定数																																				
町長の事務部局の職員	<u>214人</u>																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>50人</u>																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
区分	定数																																				
町長の事務部局の職員	<u>210人</u>																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員	<u>54人</u>																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				
(略)	(略)																																				